

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条の二 (略)</p> <p>(納付又は納入の委託に使用できる有価証券の種類)</p> <p>第十一条の十 法第十六条の二第一項(法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する知事が定める有価証券は、次の各号に掲げる小切手(広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)第四十九条第一項の規定により現金の納付に代えることのできる小切手を除く。)、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入すべき徴収金の金額の合計額を超えないものとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車税の種別割に係る証明書の交付手続)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の証明書は、これを会計管理者若しくは出納員又は指定金融機関、収納代理金融機関、第五条の二に規定する郵便貯金銀行の営業所、<u>条例第七条の二</u>に規定する県税の収納に関する事務の委託を受けた者若しくは県税の徴収に関する事務を委任した市町の領収印が押印されたときは、その効力を生ずるものとする。</p>	<p>第五条の二 (略)</p> <p>(条例第七条の二の県税の収納事務の委託を受けた規則で定める者)</p> <p>第五条の三 条例第七条の二に規定する県税の収納の事務の委託を受けた者は、<u>広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)第十五条の二第一項に規定する基準を満たしている者として知事が別に定める者とする。</u></p> <p>(納付又は納入の委託に使用できる有価証券の種類)</p> <p>第十一条の十 法第十六条の二第一項(法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する知事が定める有価証券は、次の各号に掲げる小切手(広島県会計規則第四十九条第一項の規定により現金の納付に代えることのできる小切手を除く。)、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入すべき徴収金の金額の合計額を超えないものとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車税の種別割に係る証明書の交付手続)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の証明書は、これを会計管理者若しくは出納員又は指定金融機関、収納代理金融機関、第五条の二に規定する郵便貯金銀行の営業所、<u>第五条の三</u>に規定する県税の収納の事務の委託を受けた者若しくは県税の徴収に関する事務を委任した市町の領収印が押印されたときは、その効力を生ずるものとする。</p>

とする。

5・6 (略)

5・6

(略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第48号の4（第27条の2関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 長期優良住宅（床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上240㎡以下）の新築 1,300万円（平成21年6月4日から令和8年3月31日までの取得に限る。）

(2) (略)

4 (略)

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年（令和8年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年）以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合（土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。）

イ・ウ (略)

(2)―(4) (略)

5 (略)

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

（ただし、令和8年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。）

(2)―(5) (略)

6―9 (略)

付表 (略)

改正前

様式第48号の4（第27条の2関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 長期優良住宅（床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上240㎡以下）の新築 1,300万円（平成21年6月4日から令和6年3月31日までの取得に限る。）

(2) (略)

4 (略)

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年（令和6年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年）以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合（土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。）

イ・ウ (略)

(2)―(4) (略)

5 (略)

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

（ただし、令和6年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。）

(2)―(5) (略)

6―9 (略)

付表 (略)

様式第48号の18（第27条の2 関係）

（表面） （略）

（裏面）

（注） 1 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から令和8年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から令和8年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。

2—4 （略）

備考 （略）

様式第48号の18（第27条の2 関係）

（表面） （略）

（裏面）

（注） 1 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から令和6年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から令和6年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。

2—4 （略）

備考 （略）

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関及び条例第七条の二に規定する県税の収納に関する事務の委託を受けた者は、領収済通知書(前条第五項の規定により添付された領収済通知書及び領収済通知書に替えて領収済通知書に記載すべき事項を記録した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)第三条第七号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)第二条第五号に規定する電磁的記録(次項において「電磁的記録」という。)を含む。)を指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第二十六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関及び県税規則第五条の三に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、領収済通知書(前条第五項の規定により添付された領収済通知書及び領収済通知書に替えて領収済通知書に記載すべき事項を記録した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)第三条第七号又は広島県行政手続等における情報通信の技術に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)第二条第五号に規定する電磁的記録(次項において「電磁的記録」という。)を含む。)を指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

別記様式第三十六号の三を次のように改める。

付表1その1
部分別評価計算書

[評価基準

]

階 別	階層数	面積	階層数×面積	算 式
階 ~ 階				
階 ~ 階				
階 ~ 階				
階 ~ 階				
階 ~ 階				
階 ~ 階				
階 ~ 階				
地下 階 ~ 階				
合 計				

①主体構造部 ②基礎 ③屋根仕上

部分	評点項目	標準評点数	使用量	部分別評点数	部分	評点項目	補正	(部分別評点数)	部分	評点項目	評点数	径cm	長さm	補正	本数	部分別評点数						
① 主 使 用 量 が 明 確 な 建 物 造 部			t		① 主 根 構 造 部	屋 根 構 造	標準評点数	補正係数	計算単位(m ²)	② 基 礎 (杭打地業)	小 計											
			t				補正	×	×			=										
			t				標準評点数	補正係数	計算単位(m ²)													
			t				補正	×	×			=										
		計	A				床 造 部	評点項目	標準評点数		計算単位(m ²)	③ 屋 根 仕 上	評点項目 1									
		規模補正(鉄骨造のみ)	a	連乗補正(a×b)		A×連乗補正			標準評点数	補正係数	計算単位(m ²)											
		工事形態	b	B					補正	×	×			=								
		計	C						標準評点数		計算単位(m ²)											
		鉄骨造:B+(C×工事形態)		工事形態					標準評点数		計算単位(m ²)		評点項目 2									
		+		×		=			補正	×	×	=	標準評点数	補正係数	計算単位(m ²)							
	鉄骨造以外:(A+C)×工事形態		工事形態				標準評点数	補正係数	計算単位(m ² ・個数・m)		評点項目 3											
	×		×	=			補正	×	×	=	標準評点数	補正係数	計算単位(m ²)									
	使用量が明確でない建物		補正	(連乗)			標準評点数	補正係数	計算単位(m ² ・個数・m)		評点項目 4											
	標準評点数	補正係数	計算単位(m ²)				標準評点数	補正係数	計算単位(m ² ・個数・m)													
	×	×	=				×	×	=		×	×	=									
	加算項目		標準評点数				補正係数		計算単位													
			×				×		=													

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4とする。

付表1 その2

④外周壁骨組 ⑤間仕切骨組 ⑥外部仕上 ⑦内部仕上 ⑧床仕上 ⑨天井仕上 (評価区分)

部分	評点項目	標準評点数	割合(%)	評点数	部分	評点項目	標準評点数	割合(%)	評点数	部分	評点項目	標準評点数	割合(%)	評点数			
④ 外 周 壁 骨 組					⑥ 外 部 仕 上					⑧ 床 仕 上							
合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m ²)	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m ²)	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m ²)			
×		×	×	=	×		×	×	=	×		×	×	=			
⑤ 間 仕 切 骨 組					⑦ 内 部 仕 上					⑨ 天 井 仕 上							
合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m ²)	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m ²)	合計評点数		面積の 大小	程度	計算単位(m ²)			
×		×	×	=	×		×	×	=	×		×	×	=			
区 分	総 面 積	-	外部建具面積	-	内部建具面積	=	仕上面積	÷	延べ床面積	=	延べ床面積当たり施工量	÷	標準施工量	補正係数			
外周壁骨組		-		-		=		÷		=		÷		=			
間仕切骨組		-		-		=		÷		=		÷		=			
外部仕上		-		-		=		÷		=		÷		=			
内部仕上		-		-	×2	=		÷		=		÷		=			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表1その4

①特殊設備 ②建築設備 ③仮設工事 ④その他工事

評点項目	標準評点数	補 正					単位評点数	計算単位	部分別評点数	評点項目	標準評点数	補 正					単位評点数	計算単位	部分別評点数	
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			
		×	×	×	×	=	連乗					×	×	×	×	=	連乗			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表3その1

鉄筋コンクリート造プレハブ方式 住宅・アパート用建物計算書

階別	床面積 (㎡)		算式							階別	床面積 (㎡)		算式						
1階										3階									
2階										合計									
主体構造部		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	内部仕上		標準点	%、加減	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数
鉄筋コンクリート造 不明確 プレキャストコンクリート																			
計																			
屋根構造		標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
床構造		標準点	施工面積	%	評点数				㎡当評点数										
計																			
基礎		標準点	建床面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
基礎										床仕上	標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	
計																			
間仕切骨組		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数		㎡当評点数										
計																			
外部仕上		標準点		%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数										
計																			
加算										加算									
計										計									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表 3 その 2

天井仕上								建 築 設 備															
標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	総合		㎡		施工量		程度		連乗							
								項目別	スイッチ配線		個	程度											
									コンセント配線		個	程度											
									照 明 設 備		個	程度											
									ガス設備 (使用栓)	1口配管		個	程度										
										2口配管		個	程度										
									給水給湯設備	給水管	ライニング鋼管		個	程度									
											塩化ビニル管		個	程度									
									排水設備	給湯管	排 水 管		個	程度									
											排 水 管		個	程度									
計									項 目		標準点	数量	単位	補 正		程度	連乗	評 点 数					
加算																							
計																							
屋根仕上(勾配)								加															
標準点	施工床面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数																
計																							
加算																							
計																							
屋根仕上(陸屋根)								算															
標準点	施工面積	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数																
計																							
加算																							
計																							
建具								算															
程度	標準点	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数																
一戸建て	上																						
アパート	中並																						
	上																						
	中並																						
	並																						
仮設工事								算															
標準点	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数																	
その他工事								算															
程度	標準点	%	評点数	補正項目	補正係数	連乗	㎡当評点数	屋根(加算)															
一戸建	上																						
	中並																						
	並																						
アパート																							
小 計								A															
								再建築費評点数		A		×		延床面積		B		=		C		建築設備計 B	
										点		㎡		+		点		=		点		1㎡当り評点数	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表 4

家屋評価計算明細書

基準年度：

基準：

不動産所在地		種類	事務所	
取得者	住所	構造	取得年月日	
	氏名	階層	取得原因	
		現況床面積	登記床面積	建床面積

再建築費評点数	点	m ² 評点数	点	評価額	円	m ² 当評価額	円
---------	---	--------------------	---	-----	---	---------------------	---

評点項目	標準評点数	数量	係数	割合	平均評点	評点合計	補正項目		補正	連乗係数	単位当評点数	計算単位	部分別評点数

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(この規則による改正前の広島県税規則第五条の三に規定する県税の収納の事務の委託を受けた者に関する経過措置)
- 2 広島県税規則第五十五条第三項に規定する自動車税種別割納税証明書は、令和八年三月三十一日までの間に第一条の規定による改正前の広島県税規則第五条の三に規定する県税の収納の事務の委託を受けた者(以下「県税収納事務受託者」という。)の領収印が押印されたときは、その効力を生ずるものとする。
- 3 第二条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則第二十六条の二第三項の規定による県税収納事務受託者の領収済通知書の送付については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 4 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。